

令和 4 年

## 上尾市議会 1 2 月定例会議案

### 概 要

#### 情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 8 2 号	上尾市個人情報保護に関する法律施行条例の制定 について……………	1
議案第 8 3 号	上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運 営事業事業者選定委員会条例の一部を改正する条例 の制定について……………	2
議案第 8 4 号	上尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正す る等の条例の制定について……………	3
議案第 8 5 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	4
議案第 8 6 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改 正する条例の制定について……………	5
議案第 8 7 号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……	6
議案第 8 8 号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について……………	7
議案第 8 9 号	上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数 料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……	8
議案第 9 0 号	伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について……………	9
議案第 9 1 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 0
議案第 9 2 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 1
議案第 9 3 号	上尾伊奈資源循環組合規約に関する協議について……	1 2

<p>議案第 8 2 号</p> <p>上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(総務部総務課)</p>	
1 提案理由	<p>個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるもの</p>
2 内容	<p>個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、全国的に統一されたルールが適用されることから、各自治体において個別に定めていた個人情報保護条例を廃止するとともに、同法により各自治体の実情に応じて条例で定めることとされた内容について定める。</p> <p><b>1 条例で定める主な内容</b></p> <p>(1) 開示決定等の期限 開示請求があった日から 1 4 日以内（特例として 3 0 日以内に限り延長可）に通知する。</p> <p>(2) 開示請求に係る手数料 手数料は無料とし、実費相当の費用（コピー代及び郵送代）のみを徴収する。</p> <p>※ (1)及び(2)は現行の上尾市個人情報保護条例と同等の規定。</p> <p><b>2 その他</b> 現行の上尾市個人情報保護条例を廃止する。</p>
3 施行期日	令和 5 年 4 月 1 日

議案第 83 号

上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会条例の一部を改正する条例の制定について

(環境経済部西貝塚環境センター)

1 提案理由	上尾市西貝塚環境センターの基幹的設備改良・整備運営事業に係る事業者の選定の状況を踏まえ、上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会の設置期限を延長するもの
2 内容	<p><b>1 設置期限の延長</b></p> <p>上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会の設置期限を令和 5 年 3 月 31 日から同年 7 月 31 日に延長する。</p> <p><b>2 設置期限を延長する理由</b></p> <p>当初、令和 4 年度中に事業者を選定する予定であったが、令和 4 年 6 月時点において公募に応じた者がいなかった。</p> <p>これを受けて、事業者の公募を令和 4 年 11 月に改めて行い、令和 5 年 6 月までに選定するため、設置期限を延長する。</p>
3 施行期日	公布の日

議案第 8 4 号

上尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について  
(総務部職員課)

1 提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、当該引上げに係る関係条例の整備を行うもの

2 内容

1 定年年齢の引上げ

定年年齢を 60 歳から 65 歳に引き上げる。

※ 経過措置として、定年年齢は 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げる。

年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	
定年年齢	60	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65	
職員の 生年月日	S38.4.2 ~S39.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再					
	S39.4.2 ~S40.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
	S40.4.2 ~S41.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫再	65歳 暫再			
	S41.4.2 ~S42.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫再		
	S42.4.2 ~S43.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	
	S43.4.2 ~S44.4.1	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

※ 暫再…暫定再任用。定年退職以後、年金受給開始年齢である 65 歳までの間再任用するもの。(従来の再任用制度と同様。定年引上げ期間における経過措置。)  
※ 年齢は年度末年齢

2 管理監督職勤務上限年齢制の導入

管理監督職勤務上限年齢 (60 歳) に達した管理監督職の職員については、60 歳に達した日以後最初の 4 月 1 日に非管理監督職に降任するものとする。

3 定年前再任用短時間勤務制の導入

60 歳に達した日以後定年前に退職した職員が希望する場合、当該職員を短時間勤務の職に採用することができるものとする。

4 給与に関する措置

60 歳に達した日以後最初の 4 月 1 日以後の職員の給与水準は、60 歳到達年度末の 7 割とする。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 8 5 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務部職員課)

1 提案理由	人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行うもの																																																						
2 内容	<p><b>1 給料表の改定</b></p> <p>(1) 若年層に重点を置いた給料月額の上上げ</p> <p>(2) 令和 4 年 4 月分以降の給料に遡及適用</p> <p><b>2 職員の勤勉手当の支給割合の改定</b></p> <p>(1) 勤勉手当の支給月数を 0. 1 月分引上げ          ※ 再任用職員については 0. 0 5 月分引上げ</p> <p>(2) 令和 5 年度以降の勤勉手当の均等配分 (単位：月分)</p> <table border="1" data-bbox="424 801 1396 1422"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和 4 年度 (現行)</th> <th>令和 4 年度 (改定後)</th> <th>令和 5 年度 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">期 末 手 当</td> <td>6 月期</td> <td>1. 20 (0. 675)</td> <td>1. 20 (0. 675)</td> <td>1. 20 (0. 675)</td> </tr> <tr> <td>1 2 月期</td> <td>1. 20 (0. 675)</td> <td>1. 20 (0. 675)</td> <td>1. 20 (0. 675)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2. 40 (1. 35)</td> <td>2. 40 (1. 35)</td> <td>2. 40 (1. 35)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">勤 勉 手 当</td> <td>6 月期</td> <td>0. 95 (0. 45)</td> <td><u>0. 95</u> <u>(0. 45)</u></td> <td><u>1. 00</u> <u>(0. 475)</u></td> </tr> <tr> <td>1 2 月期</td> <td><u>0. 95</u> <u>(0. 45)</u></td> <td><u>1. 05</u> <u>(0. 50)</u></td> <td><u>1. 00</u> <u>(0. 475)</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>1. 90</u> <u>(0. 90)</u></td> <td><u>2. 00</u> <u>(0. 95)</u></td> <td>2. 00 (0. 95)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期末手当及び 勤勉手当の合計</td> <td><u>4. 30</u> <u>(2. 25)</u></td> <td><u>4. 40</u> <u>(2. 30)</u></td> <td>4. 40 (2. 30)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は、再任用職員の支給割合を示す。</p> <p><b>3 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定</b></p> <p>(1) 期末手当の支給月数を 0. 0 5 月分引上げ</p> <p>(2) 令和 5 年度以降の期末手当の均等配分 (単位：月分)</p> <table border="1" data-bbox="424 1641 1396 1886"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和 4 年度 (現行)</th> <th>令和 4 年度 (改定後)</th> <th>令和 5 年度 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">期 末 手 当</td> <td>6 月期</td> <td>1. 625</td> <td><u>1. 625</u></td> <td><u>1. 65</u></td> </tr> <tr> <td>1 2 月期</td> <td><u>1. 625</u></td> <td><u>1. 675</u></td> <td><u>1. 65</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>3. 25</u></td> <td><u>3. 30</u></td> <td>3. 30</td> </tr> </tbody> </table>			令和 4 年度 (現行)	令和 4 年度 (改定後)	令和 5 年度 以降	期 末 手 当	6 月期	1. 20 (0. 675)	1. 20 (0. 675)	1. 20 (0. 675)	1 2 月期	1. 20 (0. 675)	1. 20 (0. 675)	1. 20 (0. 675)	合計	2. 40 (1. 35)	2. 40 (1. 35)	2. 40 (1. 35)	勤 勉 手 当	6 月期	0. 95 (0. 45)	<u>0. 95</u> <u>(0. 45)</u>	<u>1. 00</u> <u>(0. 475)</u>	1 2 月期	<u>0. 95</u> <u>(0. 45)</u>	<u>1. 05</u> <u>(0. 50)</u>	<u>1. 00</u> <u>(0. 475)</u>	合計	<u>1. 90</u> <u>(0. 90)</u>	<u>2. 00</u> <u>(0. 95)</u>	2. 00 (0. 95)	期末手当及び 勤勉手当の合計		<u>4. 30</u> <u>(2. 25)</u>	<u>4. 40</u> <u>(2. 30)</u>	4. 40 (2. 30)			令和 4 年度 (現行)	令和 4 年度 (改定後)	令和 5 年度 以降	期 末 手 当	6 月期	1. 625	<u>1. 625</u>	<u>1. 65</u>	1 2 月期	<u>1. 625</u>	<u>1. 675</u>	<u>1. 65</u>	合計	<u>3. 25</u>	<u>3. 30</u>	3. 30
		令和 4 年度 (現行)	令和 4 年度 (改定後)	令和 5 年度 以降																																																			
期 末 手 当	6 月期	1. 20 (0. 675)	1. 20 (0. 675)	1. 20 (0. 675)																																																			
	1 2 月期	1. 20 (0. 675)	1. 20 (0. 675)	1. 20 (0. 675)																																																			
	合計	2. 40 (1. 35)	2. 40 (1. 35)	2. 40 (1. 35)																																																			
勤 勉 手 当	6 月期	0. 95 (0. 45)	<u>0. 95</u> <u>(0. 45)</u>	<u>1. 00</u> <u>(0. 475)</u>																																																			
	1 2 月期	<u>0. 95</u> <u>(0. 45)</u>	<u>1. 05</u> <u>(0. 50)</u>	<u>1. 00</u> <u>(0. 475)</u>																																																			
	合計	<u>1. 90</u> <u>(0. 90)</u>	<u>2. 00</u> <u>(0. 95)</u>	2. 00 (0. 95)																																																			
期末手当及び 勤勉手当の合計		<u>4. 30</u> <u>(2. 25)</u>	<u>4. 40</u> <u>(2. 30)</u>	4. 40 (2. 30)																																																			
		令和 4 年度 (現行)	令和 4 年度 (改定後)	令和 5 年度 以降																																																			
期 末 手 当	6 月期	1. 625	<u>1. 625</u>	<u>1. 65</u>																																																			
	1 2 月期	<u>1. 625</u>	<u>1. 675</u>	<u>1. 65</u>																																																			
	合計	<u>3. 25</u>	<u>3. 30</u>	3. 30																																																			
3 施行期日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 4 年度分の改定は、公布の日</li> <li>令和 5 年度分以降の改定は、令和 5 年 4 月 1 日</li> </ul>																																																						

議案第 86 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
(総務部職員課)

1 提案理由

市職員に支給する勤勉手当の支給割合の引上げに準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を引き上げるもの

2 内容

期末手当の支給割合の改定

- (1) 期末手当の支給月数を 0.1 月分引上げ
- (2) 令和 5 年度以降の期末手当の均等配分

(単位：月分)

	令和 4 年度 (現行)	令和 4 年度 (改定後)	令和 5 年度 以降
6 月期	2.15	<u>2.15</u>	<u>2.20</u>
12 月期	<u>2.15</u>	<u>2.25</u>	<u>2.20</u>
合計	<u>4.30</u>	<u>4.40</u>	4.40

3 施行期日

- ・ 令和 4 年度分の改定は、公布の日
- ・ 令和 5 年度分以降の改定は、令和 5 年 4 月 1 日

議案第 87 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について

(行政経営部市民税課)

1 提案理由	地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に関し、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するほか、所要の改正を行うもの
2 内容	<p><b>1 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長</b></p> <p>住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を4年延長し、令和7年末までに入居した者を対象とする。</p> <p><b>2 その他</b></p> <p>上記改正に併せて、扶養親族申告書の記載事項を追加する等の所要の改正を行う。</p>
3 施行期日	令和5年1月1日

議案第 88 号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部保険年金課)

<p>1 提案理由</p>	<p>地方税法施行令の一部改正を踏まえ、本市における国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるもの</p>															
<p>2 内容</p>	<p>国民健康保険税のうち、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を次のとおり引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="475 772 1425 1146"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎課税額</td> <td><u>63万円</u></td> <td><u>65万円</u></td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額</td> <td><u>19万円</u></td> <td><u>20万円</u></td> </tr> <tr> <td>介護納付金課税額</td> <td>17万円</td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>99万円</u></td> <td><u>102万円</u></td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	基礎課税額	<u>63万円</u>	<u>65万円</u>	後期高齢者支援金等課税額	<u>19万円</u>	<u>20万円</u>	介護納付金課税額	17万円	17万円	合計	<u>99万円</u>	<u>102万円</u>
	現行	改正後														
基礎課税額	<u>63万円</u>	<u>65万円</u>														
後期高齢者支援金等課税額	<u>19万円</u>	<u>20万円</u>														
介護納付金課税額	17万円	17万円														
合計	<u>99万円</u>	<u>102万円</u>														
<p>3 施行期日</p>	<p>令和5年4月1日</p>															

議案第 89 号

上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (都市整備部建築安全課)

1 提案理由 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請等に係る認定申請単位を改めるもの

2 内容 低炭素建築物の認定制度について、共同住宅及び複合建築物に係る住戸の部分に対する認定が廃止されるとともに、複合建築物に係る住宅部分及び非住宅部分に対する認定が新設されたため、次のとおり認定申請単位を改める。

建築物の種類	現行	改正後
共同住宅	建築物全体 <u>住戸ごと</u>	建築物全体
複合建築物	建築物全体 <u>住戸ごと</u>	建築物全体 <u>住宅部分</u> <u>非住宅部分</u>

3 施行期日 公布の日

<p>議案第 90 号</p> <p>伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  <span style="float: right;">(消防本部消防総務課)</span></p>	
1 提案理由	<p>伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴い、上尾市東消防署の管轄区域に伊奈町の区域を加え、伊奈町の消防職員を上尾市の消防職員とするため職員の定数を改めるほか、所要の改正を行うもの</p>
2 内容	<p><b>1 上尾市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正</b></p> <p>上尾市東消防署の管轄区域に伊奈町の区域を加える。</p> <p><b>2 上尾市職員定数条例の一部改正</b></p> <p>伊奈町の消防職員を上尾市の消防職員とするため、上尾市の消防職員の定数を 267 人から 328 人に改める。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>次に掲げる条例について、消防職員の勤務条件等に係る取扱い及び火災予防に係る基準等に関し、経過措置を定める。</p> <p>(1) 上尾市職員の給与に関する条例</p> <p>(2) 上尾市職員の分限に関する条例</p> <p>(3) 上尾市火災予防条例</p> <p>(4) 上尾市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例</p> <p>(5) 上尾市職員公務災害見舞金条例</p> <p>(6) 上尾市職員の旅費に関する条例</p> <p>(7) 上尾市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(8) 上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例</p> <p>(9) 上尾市消防法等関係手数料徴収条例</p>
3 施行期日	令和 5 年 4 月 1 日

議案第91号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育総務部スポーツ振興課)

1 提案理由	上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p><b>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称</b></p> <p>(1) 上尾市民体育館</p> <p>(2) 上尾市平塚サッカー場</p> <p><b>2 指定管理者候補者として選定した団体</b></p> <p>上尾スポーツパートナーズ</p> <p>(1) 代表団体</p> <p>所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号</p> <p>団体名 シンコースポーツ株式会社</p> <p>代表者 代表取締役 石 崎 健 太</p> <p>(2) 構成団体</p> <p>所在地 さいたま市大宮区浅間町2丁目244番地1</p> <p>団体名 毎日興業株式会社</p> <p>代表者 代表取締役 田 部 井 良</p> <p><b>3 指定の期間</b></p> <p>令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p> <p><b>※ 参考</b></p> <p>指定管理料（5年間）の限度額</p> <p>295,000,000円</p> <p>(1) 上尾市民体育館</p> <p>(2) 上尾市平塚サッカー場</p>

議案第92号

公の施設の指定管理者の指定について

(市民生活部市民協働推進課)

1 提案理由	上尾市コミュニティセンターの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市コミュニティセンター</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字菅谷16番地 団体名 公益財団法人上尾市地域振興公社 代表者 理事長 井上 建一</p> <p>3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p> <p>※ 参考 指定管理料（5年間）の限度額 447,551,000円</p>

議案第 93 号

上尾伊奈資源循環組合規約に関する協議について

(環境経済部環境政策課)

1 提案理由	上尾伊奈資源循環組合を設置することに関し、地方自治法第 284 条第 2 項の規定により協議により規約を定めたいので、同法第 290 条の規定により、提案するもの
2 内容	<p><b>1 名称</b> 上尾伊奈資源循環組合</p> <p><b>2 所掌事務</b> (1) ごみ広域処理施設（上尾伊奈資源循環組合が成立する際現に係る市町が設置している施設を除く。）の建設及び稼働後の管理運営に関すること。 (2) ごみ広域処理に係る計画の策定及びこれに附帯する事務に関すること。</p> <p><b>3 議会</b> 議員の定数は、8 人（上尾市 6 人、伊奈町 2 人）とする。</p> <p><b>4 経費の負担割合</b> 経費の負担割合は、以下のとおりとする。 (1) 議会費 議員定数割 (2) 総務費 均等割 (3) 施設建設準備費 均等割 (4) 施設建設工事費 均等割 20%、人口割 80% (5) 施設運営費 均等割 15%、ごみ量割 85%</p>
3 施行期日	令和 5 年 4 月 1 日

